

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	財産調査システム及び財産調査システム中間処理ユニットの利用に係る外部結合について
----	--

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（外部結合）

（担当部課： 総務部税務課
健康部医療保険年金課）

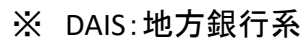
事業の概要

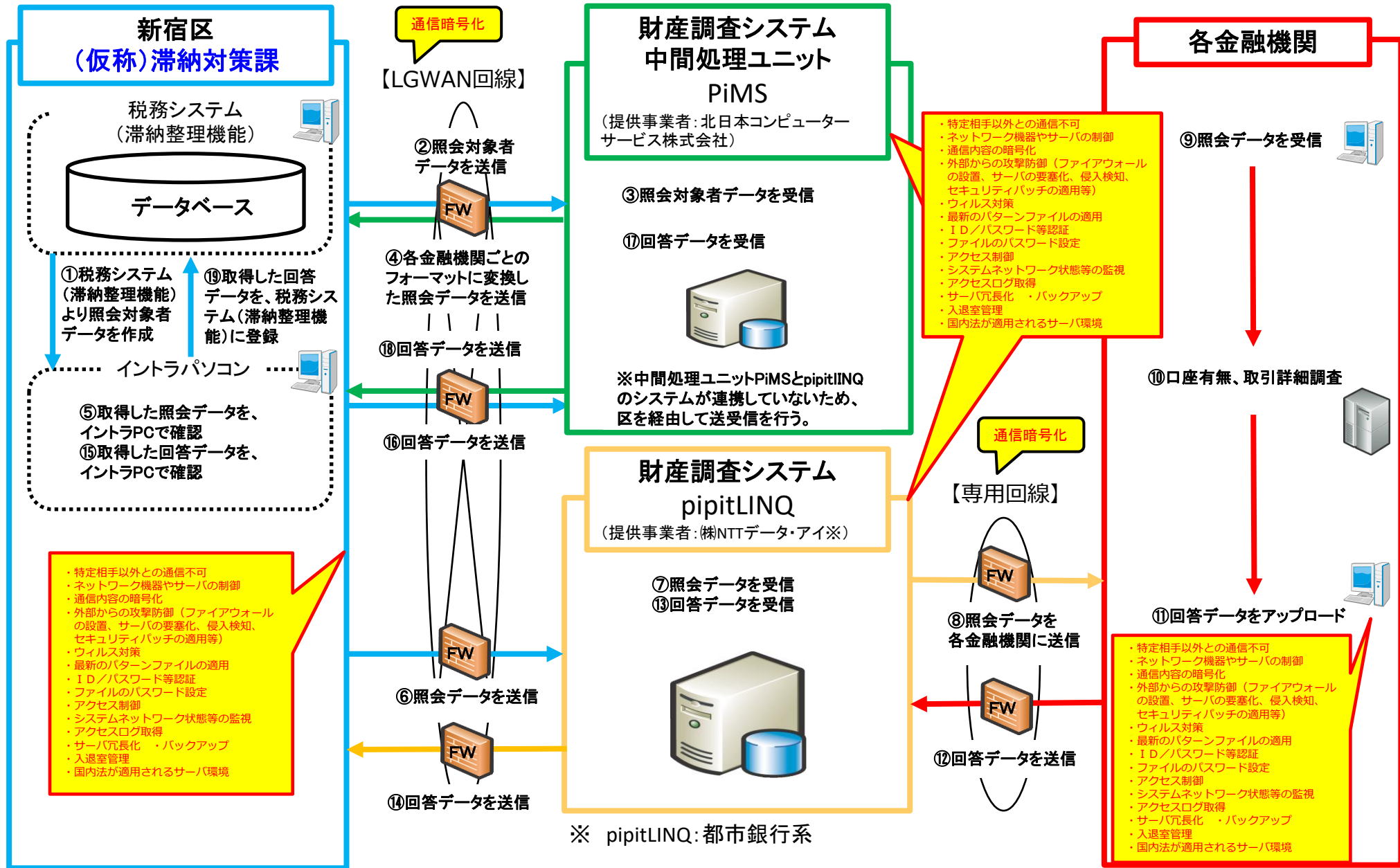
事業名	財産調査システム及び財産調査システム中間処理ユニットの利用に係る外部結合について						
担当課	(仮称) 滞納対策課 (令和 7 年 4 月より滞納整理業務を一元的に担当する部門)						
目 的	特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税 (種別割) の滞納者及び国民健康保険料の滞納世帯主について、大量かつ効率的な財産調査を行うことで、調査件数を増加させ、公正・厳格な滞納整理業務の推進及び業務の効率化を図る。						
対象者	特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税 (種別割) の滞納者及び国民健康保険料の滞納世帯主						
事業内容	1 概要 令和 7 年 1 月より、特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税 (種別割) 及び国民健康保険料の滞納情報を一元的に管理するシステムを導入しており、令和 7 年 4 月からは、当該債権に係る滞納整理業務を一元的に担当する部門を設置する予定である。 それに伴い、令和 4 年度より医療保険年金課で導入している財産調査システムの利用範囲を拡大し (令和 3 年度第 9 回情報公開・個人情報保護審議会了承済み)、住民税部門においても同システムを活用するとともに、処理速度を上昇させる中間処理ユニットを導入することで、対象者の調査件数を増加させ、公正・厳格な滞納整理業務の推進及び業務の効率化を図る。 2 個人情報保護管理運営会議への付議内容 財産調査システム及び財産調査システム中間処理ユニットと外部結合を行う。 3 対象者数 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">特別区民税・都民税・森林環境税</td><td style="width: 50%; text-align: right;">約 15,000 人</td></tr> <tr> <td>軽自動車税 (種別割)</td><td style="text-align: right;">約 1,500 人</td></tr> <tr> <td>国民健康保険料</td><td style="text-align: right;">約 29,000 世帯</td></tr> </table> ※個人情報の流れは、資料 6 1 - 1 及び資料 6 1 - 2 のとおり	特別区民税・都民税・森林環境税	約 15,000 人	軽自動車税 (種別割)	約 1,500 人	国民健康保険料	約 29,000 世帯
特別区民税・都民税・森林環境税	約 15,000 人						
軽自動車税 (種別割)	約 1,500 人						
国民健康保険料	約 29,000 世帯						

件名 財産調査システム及び財産調査システム中間処理ユニットの利用に係る外部結合について

※太字ゴシック(下線)が、令和3年度第9回新宿区情報公開・個人情報保護審議会承認済の内容からの変更箇所

保有課(担当課)	(仮称) 滞納対策課(令和7年4月より滞納整理業務を一元的に担当する部門)
登録業務の名称	財産調査(電子照会)
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	1 個人の範囲 特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税(種別割)の滞納者 及び 国民健康保険料の滞納世帯主 2 記録項目 資料6 1-3のとおり
結合の相手方	SocioFuture 株式会社(財産調査システム、DAIS 提供事業者) 株式会社NTTデータ・アイ(財産調査システム、pipitLINQ 提供事業者) 北日本コンピュータサービス株式会社(財産調査システム中間処理ユニット、PiMS 提供事業者) ※三社とも政府のデジタル・ガバメント実行計画連携事業者であり、LGWAN-ASP サービス認定済。
結合する理由	① 財産調査システム(pipitLINQ、DAIS) 当システムを利用した電子による財産調査を実施した場合、照会から回答までの処理速度が劇的に上昇(※)するほか、回答情報を電算的に大量に処理することが可能となり、調査件数自体の大幅な増加が見込まれ、より公正・厳格に滞納処分を推進することができる。 ※郵送による文書照会で数か月から半年かかっていた預金照会が、1週間程度に短縮する。 ② 財産調査システム中間処理ユニット(PiMS) 上記の財産調査システムを利用した電子照会時に必要な情報(氏名カナ等)は金融機関毎に異なり、其々のルールに対応した電子照会情報を個別に作成する必要がある。当システムでは、金融機関毎の電子照会情報作成ルールに沿って、照会情報を自動変換する機能を有し、利用者側が作成ルールを考慮することなく電子照会が可能となる。電子照会情報の作業時間が大幅に短縮できるほか、当システムは財産調査システムとの連携が可能であり、調査対象者情報と口座照会情報を電子化して一元的な管理が可能となる。
結合の形態	LGWAN回線を使用した専用端末によるデータ送受信
結合の開始時期と期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり





送信情報に係る項目

属性(人格)、依頼コード、根拠法令、生(設立)年月日、カナ氏名、住所、住所コード、性別、カナ住所、英字名、漢字氏名、郵便番号、調査基準日、システム連携情報、支店番号、管理番号、顧客番号、登録者、口座種別、更新日、口座番号、行政機関任意項目、照会対象期間。

回答情報に係る項目

属性(人格)、管理番号、最終取引日、カナ氏名、保証人有無、残高、漢字氏名、給与振込有無、口座取引明細表、郵便番号、年金振込有無、科目コード、住所、担保有無・明細、科目名、住所コード、貸金庫・保護預有無、満期日、住所(カナ)、出資金口数、ステータスコード、生(設立)年月日、出資金合計金額、ステータス、連絡先(電話番号)、照会依頼者、回答区分、勤務先、行政機関情報、システム連携情報、勤務先の連絡先、行政機関管理番号、金融機関名、行政機関任意項目1、行政機関任意項目2、金融機関コード、店名、依頼番号、店番、回答基準日、取引有無、調査基準日、顧客番号、取引調査期間、口座番号、金融機関任意情報、口座種別、その他取引(貸出金/その他取引科目)。

4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「－」	情報保護対策
区が行う情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を実施するとともに、結合先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	システム上で不要となった電子データを削除し、電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、結合先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに結合先と今後の対応を協議する。
区が行う情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。
	○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。

4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「－」	情報保護対策
結合先に行わせる 情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を受けさせるとともに、結合先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	システム上で不要となった電子データを削除させ、電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
結合先に行わせる 情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とさせる。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。
	○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。